

厚生会貸付制度のポイント

会員皆様の掛金を原資として運営されています。

平成30年4月1日より 変動利率

年利 **1.26%**

ポイント 1

手続き簡単

必要書類は、
厚生会
ホームページ
から
印刷

会員と厚生会との直接の手続きでご利用いただけます！

所属(勤務場所)を通しての申込は、不要です。

必要書類 『貸付申込書』『借用証書』『添付書類(※1※2)』

※1 添付書類一覧を確認ください。

※2 生活資金貸付は、添付書類不要。【申込理由は、必要です。】

申込方法 **〒** 郵送OK 【直接面談による申込も可能】

お電話でのお問い合わせ後、FAXによる申込書類の事前チェックをお勧めしています。

ポイント 2

余計な
手数料
不要

◎ 利息と印紙代(借用証書貼付)以外の余計な経費は、かかりません。

『保証人』『保証料』『貸付(ローン)手数料』など不要です。

◎ 住宅貸付は、『団体信用生命保険』『抵当権(担保)設定』も不要です。

◎ 一括(全額)返済や一部繰上返済の『手数料』も不要です。

ポイント 3

返済回数
選択可能

償還(返済)回数が12回(1年)単位で選択できます。

「一般貸付」・・・ 36回～120回の範囲

「住宅貸付」・・・ 120回～360回の範囲

貸付返済(償還)額の目安を参照ください。

貸付後も1回に限り償還(返済)回数の変更ができます。

注意事項

・同一種別の貸付は、「奨学資金貸付」と「住宅資金貸付の一部要件」を除き重複利用は、できません。

・借換貸付は、3年(返済回数36回)を経過していない場合できません。

・基本給に対し1回の返済額が30%を超える貸付は、できません。

貸付可能 = (「申込貸付」+「既存厚生会貸付」+「共済組合貸付」+「その他金融機関貸付」) ÷ 基本給 < 30%

※申込書に厚生会以外の貸付の申告をいただいております。【必須】

・添付書類が必要な貸付は、貸付限度額内であっても必要な資金を上回る貸付は、できません。

・申込書類に未記入が有る場合を含め貸付規程や様式(訂正印不可等)の不備は、返却しています。

月2回 貸付



・貸付申込締切日【注1】

・貸付(送金)日【注2】



① 月末締切



翌月10日貸付

② 15日締切



同月25日貸付



注1: 申込締切日が「土・日・祝祭日並びに厚生会休業日」の場合は、厚生会翌営業日

注2: 貸付日(送金日)が「土・日・祝祭日並びに厚生会休業日」の場合は、厚生会翌営業日